

2019年1月
No.19-012a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2018年12月28日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1228第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2018年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、2019年1月1日から適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

- 膀胱がん関連遺伝子検査
- 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画

※詳細は裏面をご確認下さい。

■「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新規収載された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D006-3 Major BCR-ABL1					
-	膀胱がん関連遺伝子検査	FISH法	1,597	血液 125	*1
D014 自己抗体検査					
-	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	ELISA法	320	免疫 144	*2

[注]

- *1:ア 本検査は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1 の「2」mRNA 定量(1 以外のもの)及び区分番号「D006-5」染色体検査(全ての費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
- イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH 法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後 2 年を限度として 2 回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。
- ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診(1 部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *2:ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注 1」に規定する本区分の 9 から 15 まで、18 及び 30 に掲げる検査を「2 項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に 1 回に限り算定できる。
- ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載すること。